

法人たより



公益社団法人 古河法人会

発行所 古河市鴻巣1189-4 古河商工会議所内
公益社団法人古河法人会 電話 0280(48)6123
ホームページアドレス <http://www.koganet.ne.jp/~shakoga/index.htm>

法人会
消費税期限内納付
推進運動



古河公方公園

25ヘクタールにもおよぶ広大な公園。四季折々に美しい花が咲きます。中でも約2,000本の花桃は全国的にも有名で、毎年3月20日から4月5日まで「桃まつり」が開催されます。また、園内には古河公方足利義氏の墓所や1674(延宝2)年ごろ建築された旧中山家住宅などの史跡もあります。

第三十七回 『通常総会』 を開催

第37回通常総会は去る五月二十六日(木)古河市内の「カナルヒルズ」を会場に開催されました。当日総会は、参加会員五十七名、委任状行使会員一一三〇名、合計一一八七名で有効に成り立ちました。今回も昨年総会に引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から、少人数、短時間での開催とし出来る限りのウイルス対策のもとでの開催といたしました。

総会は、川島会長が議長になり議事に入り、「令和三年度事業報告」「令和三年度収支決算承認」「令和四年度事業計画報告」「令和四年度収支予算報告」が審議され全会一致可決承認され、総会は予定時間内で無事終了いたしました。

川島会長挨拶で、本日の総会開催も昨年同様、新型コロナウイルスの影響を考

慮し万全な感染対策を施し少人数、小規模での開催に至ったこと。新型コロナウイルスは発生後約三年が経過し、いまだ終息の見込みが立たない状況の中ではあるが、会員の皆様の企業が元通りの活気ある活動に戻られること、法人会活動も例年通りの活動に戻られることを切に願っているとの挨拶がありました。

ご来賓を代表して古河税務署前署長田中様より挨拶を頂き、日頃から、会員各位の税務行政に対する深い理解と協力に感謝の言葉とともに、法人会活動への感謝の言葉を頂きました。また新型コロナウイルスの影響を受けられている会員の皆様へのお見舞いと一日も早い終息を願うのご挨拶を頂きました。

表彰状等受賞者

◎公益財団法人全国法人会
総連合会会長表彰状披露
副会長 奥村 秋夫氏

◎一般社団法人茨城県法人
会連合会会長表彰状披露
理事 二宮 司氏
理事 知久 晃氏

◎会員増強・厚生事業推進
地区会報奨金贈呈
各地区会



公開講演会

新型コロナウイルス感染症防止のため中止させていた
できました。

懇親会

同じく懇親会も中止させて
いただきました。



令和3年～4年度 役員名

(敬称略)



副会長
須釜 利行



副会長
塚田 孝



副会長
矢澤 啓次



副会長
塚原 実



副会長
奥村 秋夫



会長
川島 栄

石川	中村	小林	監 事	知久	長島	二宮	初見	館野	渡辺	小松原	内海	稲垣	吉田	渡辺	金子	荒木	保土田	熊木	遠藤源	野村	大和田	野澤	蓮見	理事	弓削	岩崎	顧問	
力	幸生	敏明		晃	茂雄	司	周一	正明	勉	裕	正富	英世	忠義	隆	勇	弘文	和秀	善一	一郎	久男	五郎	豊輔	公男	重次	清			
(境)	(坂東)	(古河)		(五霞)	(三和)	(三和)	(三和)	(三和)	(三和)	(境)	(境)	(境)	(境)	(境)	(境)	(坂東)	(坂東)	(坂東)	(坂東)	(坂東)	(古河)	(古河)	(古河)	(古河)	(古河)	(古河)	(古河)	(地区会)

— 各委員会名簿 —

- 【総務委員会】 委員長：奥村 秋夫 (坂東) 副委員長：野村 久男 (古河)
- 【組織委員会】 委員長：須釜 利行 (五霞) 副委員長：大和田五郎 (古河)
- 【税制委員会】 委員長：塚田 孝 (三和) 副委員長：野澤 豊輔 (古河)
- 【研修委員会】 委員長：塚原 実 (境) 副委員長：渡辺 勉 (総和)
- 【厚生委員会】 委員長：矢澤 啓次 (総和) 副委員長：稲垣 英世 (境)
- 【広報委員会】 委員長：蓮見 公男 (古河) 副委員長：小松原 裕 (境)



青年部会役員名簿

役職	氏名	地区会
青年部会会長	大島 崇 嗣	古河地区会 部会長
副部会長	菊田 光	坂東地区会 部会長
//	佐藤 勝 博	境 地区会 部会長
//	稲葉 貴 大	総和地区会 部会長
//	並木 淳 一	三和地区会 部会長
//	植竹 一 雄	五霞地区会 部会長
会計	井上 勉	古河地区会
幹事	野村 則 之	//
//	江田 雅 之	//
//	前川 英 生	坂東地区会
//	鈴木 幹 彦	//
//	渡辺 元 氣	//
//	関根 耕 嗣	境 地区会
//	間瀬 宏 宣	//
//	白石 竜 一	総和地区会
//	船橋 裕 輔	//
//	矢澤 宏 幸	//
//	荒川 知 也	三和地区会
//	川上 和 志	//
//	青木 孝 徳	//
//	知久 佳 高	五霞地区会
//	中山 道 幸	//
監事	森 博 一	古河地区会
//	染谷 真 一	境 地区会
//	吉田 孝 美	坂東地区会

女性部会役員名簿

役職	氏名	地区会
女性部会会長	青木 博 美	古河地区会 部会長
副部会長	上坂 美津子	坂東地区会 部会長
//	長澤 恵 子	境 地区会 部会長
//	鈴木 久 子	総和地区会 部会長
//	増田 紋 子	三和地区会 部会長
//	松本 幸 子	五霞地区会 部会長
会計	井草 栄 子	古河地区会
幹事	名和 はるみ	//
//	高橋 采 子	//
//	張替 恵 子	坂東地区会
//	古矢 美知子	//
//	原田 住 子	//
//	塚原 えい子	境 地区会
//	飯田 英美子	//
//	矢澤 香 苗	総和地区会
//	水上 幸 子	//
//	鈴木 孝 子	三和地区会
//	川面 松 江	//
//	松本 真生子	五霞地区会
//	小林 弥 生	//
監事	斎藤 桂 子	古河地区会
//	山中 孝 子	坂東地区会
//	大橋 みち子	三和地区会

令和3年度収支決算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位：円)

科目	決算額
1. 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
①特定資産運用収入	186
②会費収入	10,575,500
③事業収入	381,190
④補助金等収入	8,606,457
⑤負担金収入	174,000
⑥雑収入	192,166
[事業活動収入計]	19,929,499
2. 事業活動支出	
①税の啓発事業費支出	9,247,961
②地域社会貢献事業費支出	3,310,845
③会員支援事業費支出	2,185,042
④管理費支出	3,567,821
[事業活動支出計]	18,311,669
[事業活動収支差額]	1,617,830
2. 事業活動以外収支の部	0
1. 経常外収入	0
2. 経常外支出	0
[事業活動以外収支差額]	0
当期収支差額	1,617,830
前期繰越残高	21,035,989
指定正味財産残高	5,000,000
当期末残高	27,653,819

令和4年度収支予算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科目	予算額
1. 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
①特定資産運用収入	4,000
②会費収入	5,430,000
③事業収入	3,100,000
④補助金等収入	8,396,952
⑤負担金収入	250,000
⑥雑収入	801,000
[事業活動収入計]	17,981,952
2. 事業活動支出	
①税の啓発事業費支出	12,373,900
②地域社会貢献事業費支出	4,226,000
③会員支援事業費支出	4,863,200
④管理費支出	5,976,400
[事業活動支出計]	27,439,500
[事業活動収支差額]	△ 9,457,548
2. 事業活動以外収支の部	
1. 経常外収入	0
2. 経常外支出	0
[事業活動以外収支差額]	0
当期収支差額	△ 9,457,548
前期繰越残高	22,653,819
指定正味財産残高	5,000,000
当期末残高	18,196,271

令和4年度事業計画

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

主たる事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業（税の啓発事業）
 - 税知識の普及及び適正な申告普及を図る目的の事業
 - ① 各種税務研修会の開催
 - 納税意識の高揚、税知識の普及、税の学習環境整備のための事業
 - ① 法人税・消費税等の決算申告に関する研修会の開催
 - ② 近隣地区会及び各種団体との合同開催による税務研修会の開催
 - ③ 各種団体との合同税務研修会の開催
 - ④ 全国大会・全国青年の集い・女性フォーラムへの参加
 - ⑤ 税務署の協力7団体との連携強化
 - ・効率的な団体運営(租税教室・納税表彰式・税務関連研修会の共催開催)
 - ⑥ 消費税期限内完納に向けた取組推進
 - ⑦ 女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」の推進
 - 税に関する社会貢献活動
 - ① 「e-Tax」等電子申告制度の普及と利用拡大推進
 - ・役員利用率100%目標の推進
 - ・会員、賛助会員の利用率拡大推進と一般向けPR
 - ② 小学生高学年を対象とする租税教室へ講師及び補助講師として参加
 - 税制に関する提言活動
 - ① 税制改正提言の取りまとめと提言事項実施のための諸活動
2. 地域の経済社会環境の整備改善を図ることを目的とする事業
 - 地域の経済活動を活性化する事業
 - ① 近隣地区会及び各種団体との合同による経営支援セミナーの開催
 - ② 経営および経済に関する各種講演会・セミナー等の開催
 - 地域の福祉問題、環境問題などの改善に資する事業
 - ① 献血等福祉活動の支援
 - ② 青年・女性部会による道路美化清掃活動等の実施
 - ③ 地域のマラソン大会等に対する支援
 - ④ 各地区会による地域社会貢献活動の充実
 - 各種事業公開のための広報活動
 - ① 機関誌「法人たより」の定期発行と内容充実
 - ② 全法連機関誌 季刊「ほうじん」定期配布
 - ③ 「ホームページ」活用による各種事業の公開と情報公開
 - 各種諸会議の開催
 - ① 通常総会・監査会・理事会・正副会長会議・事務局会議の開催
 - ② 各種委員会の開催
 - ③ その他必要な会議の開催
 - その他本会の目的達成のために必要な事業



◎ (公社) 古河法人会組織状況表

(令和4年6月30日現在)

地区会名	法人数	会員数	加入率%	地区会名	法人数	会員数	加入率%
古河	988	401	40.6%	三和	758	235	31.0%
坂東	1,286	429	33.4%	五霞	208	136	65.4%
境	615	287	46.7%				
総和	904	268	29.6%	合計	4,759	1,756	36.9%

着任のご挨拶



古河税務署長
渡辺 敬子

本年の7月の人事異動により古河税務署長を拝命いたしました渡辺と申します。前任地では関東信越国税局課税第一部国税訟務官として課税訴訟事件に携わっておりました。前任の田中署長同様、よろしくをお願いいたします。

川島会長をはじめ、公益社団法人古河法人会の皆様には、税務行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

私は新潟県の出身であり、古河署での勤務は2回目となります。

古河税務署管内は、県の最西端に位置し、栃木県、埼玉県と境を接し、渡良瀬川、利根川が流れ、水と関わりの深い土地柄でもありますこの地で、署長として勤務できますことの重責を感じております。引き続き、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

貴法人会におかれましては、「健全な納税の団体」として、また、「税務行政の良き理解者」として、税に関する各種研修会等の開催や、租税教育事業、さらに、一般公開による講演会や各種セミナーの開催、道の日の駅頭清掃などの地域社会貢献活動にも積極的に取り組み、地域企業と地域社会の健全な発展にも寄与されておられます。

特に、租税教育につきましては、管内の小中学校等で実施する租税教室への講師や補助者を派遣していただくほか、租税教育教材の寄贈、「税に関する絵はがきコンクール」を実施されるなど、次世代を担う子供たちが、税についての関心を高め、社会や国を支える税の意義や役割を理解することは極めて重要なことであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

皆様のこのような活動は、ひとえに、役員及び会員の皆様の法人会活動に対するご尽力の賜物であり、深く敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は国内での発生から2年半以上経った現在でも、第7波による感染者数の急増などにより、国民生活に大きな影響を与えています。

こうした中、国税庁におきましては、「納税者の利便性向上」の理念のもと、経済社会の変化やデジタル技術の進展、政府全体の方針なども踏まえ、税務行政のデジタル化、すなわち「税務行政のトランスフォーメーション」に力を注いでいくこととしております。

また、令和5年10月1日から導入される消費税のインボイス制度につきましては、昨年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始しておりますが、制度開始とともにインボイス発行事業者となるためには、原則として、来年3月末までに登録申請を行っていただく必要があります。

インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様には制度の理解を深めていただけるよう、貴法人会の皆様のご協力をいただきながら、早期の登録申請に向けた周知などに取り組んでいるところであり、引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人古河法人会の益々のご発展と、会員企業の皆様方のご健勝、ご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

《古河税務署人事異動》

(令和4年7月10日付)

職名	新任者		前任者	
	氏名	前任地	氏名	新任地
署長	渡辺 敬子	関東信越国税局 課税第一部国税訟務官室 国税訟務官	田中 厚	関東信越国税局 課税第二部資料調査第一課 課長
総務課長	唐澤 勇人	関東信越国税局 調査査察部査察総括第二課 課長補佐	田中 直樹	川口税務署 総務課長
課長補佐	岩田 栄樹	関東信越国税局 徴収部特別国税徴収官 国税徴収官	堀口 一成	浦和税務署 徴収第一部門 総括上席国税徴収官
法人課税第一部門 統括国税調査官	本山 和俊	氏家税務署 法人課税部門 統括国税調査官	水野 功	川越税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
法人課税第二部門 統括国税調査官	矢野 和成	(留任)	矢野 和成	(留任)
法人課税第一部門 総括上席国税調査官	宮原 幸華	関東信越国税局 調査査察部調査管理課 管理企画係 国税調査官	小西 孝明	宇都宮税務署 特別国税調査官(開発) 総括上席国税調査官
法人課税第一部門 上席国税調査官 (法人会担当)	植木 昇	行田税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官		
管理運営第一部門 統括国税徴収官	落合 光夫	鹿沼税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官	横山 範江	大宮税務署 管理運営第一部門 統括国税徴収官
管理運営第二部門 統括国税徴収官	松下 恵美子	関東信越国税局 業務センター 主任国税管理官	三浦 正裕	足利税務署 管理運営・徴収部門 統括国税徴収官
管理運営第一部門 総括上席国税徴収官	佐藤 知佳	関東信越国税局 業務センター 国税管理官	大滝 紀子	川口税務署 管理運営第一部門 連絡調整官
徴収部門 統括国税徴収官	高村 幸一	鹿沼税務署 徴収部門 統括国税徴収官	小出 勇一	上田税務署 徴収部門 統括国税徴収官
個人課税第一部門 統括国税調査官	阿部 禎之	(留任)	阿部 禎之	(留任)
個人課税第二部門 統括国税調査官	近藤 正樹	下館税務署 個人課税第二部門 統括国税調査官	平山 浩行	退職
個人課税第一部門 総括上席国税調査官	横塚 亮一	関東信越国税局 総務部総務課 総務第三係長	泉 昌孝	越谷税務署 個人課税第一部門 連絡調整官
資産課税部門 統括国税調査官	井草 暁志	新潟税務署 資産評価専門官 評価専門官	田村 剛	大宮税務署 審理専門官(資産) 審理専門官

消費税法改正のお知らせ

令和4年4月
国税庁

令和4年4月に消費税法等の一部が改正されました。インボイス制度についての主な改正内容は以下のとおりです。

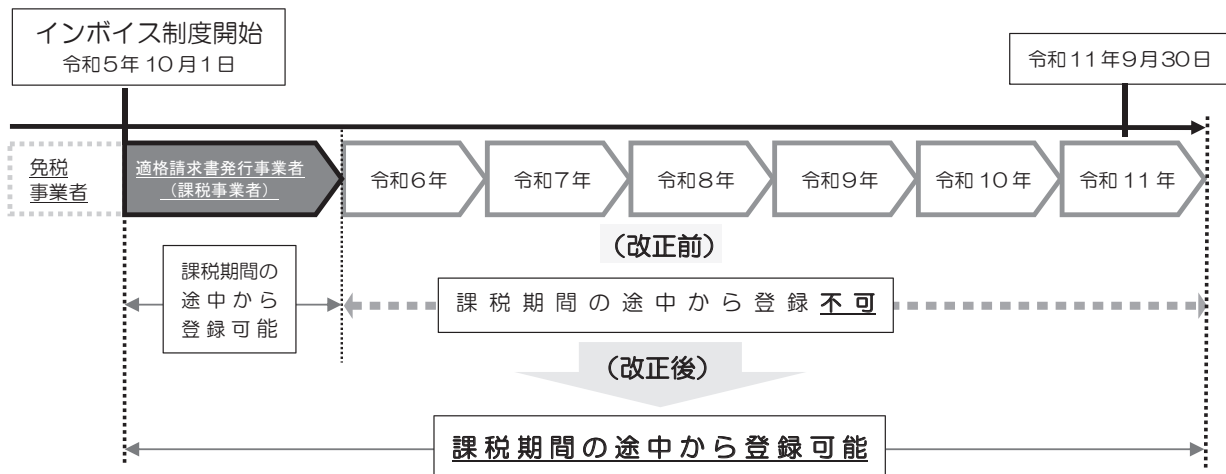
I 適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用期間の延長

適格請求書発行事業者の登録については、免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることのできる経過措置が設けられていますが、当該経過措置の適用期間が延長され、**令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間**においても、**登録を受けた日から**適格請求書発行事業者となることのできるものとされました。【具体例1参照】

なお、上記経過措置の適用を受けて適格請求書発行事業者となった場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きます。）。【具体例2参照】

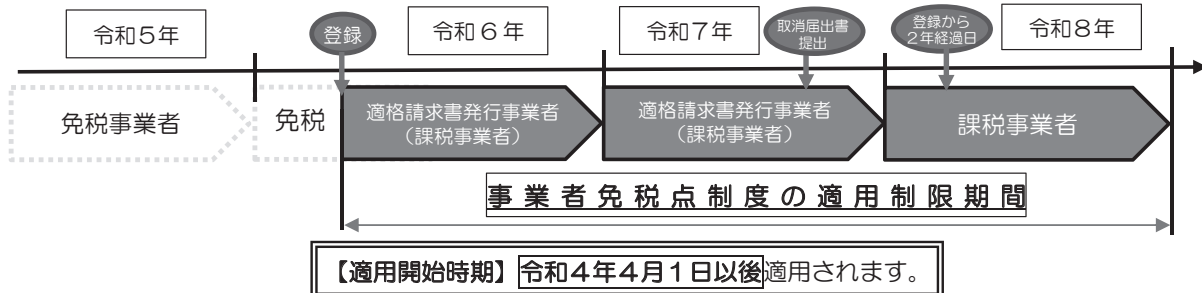
また、上記経過措置の適用を受けた場合、延長された期間においても**登録を受けた日の属する課税期間中に**消費税簡易課税制度選択届出書を提出することにより、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

具体例1（個人事業者又は12月決算法人の場合の課税期間中の登録）



具体例2（個人事業者又は12月決算法人が、経過措置により令和6年2月1日に登録を受け、令和7年9月30日に取消手続を行った場合の事業者免税点制度の適用制限期間）

この場合、令和8年12月末までは免税事業者となることはできませんので、登録の取消手続（注）を行ったとしても、基準期間の課税売上高にかかわらず課税事業者となります。したがって、取消し後基準期間の課税売上高が1千万円以下となり、免税事業者となることのできるのは、令和9年以降となります。（注）「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出が必要です。



II 納税管理人の届出を行っていない場合の登録拒否及び取消し 虚偽記載を行って登録を受けた場合の登録の取消し

納税管理人を定める必要のある特定国外事業者以外の事業者が納税管理人の届出を行っていない場合の申請についても、登録を拒否する（納税管理人を定める必要のある適格請求書発行事業者が納税管理人の届出を行っていない場合は、登録を取り消す）ことができることとされました。

また、事業者が、虚偽の内容を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書を提出して登録を受けた場合には、税務署長は、その登録を取り消すことができることとされました。

【適用開始時期】令和4年4月1日以後の申請に係る拒否及び同日以後の取消しから適用されます。

III 適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置の見直し (区分記載請求書に係る電磁的記録の提供を受けた場合における仕入税額控除)

適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除又は50%控除）の適用については、売手から「書類」で交付された区分記載請求書の保存が要件とされていましたが、区分記載請求書に係る電磁的記録の提供を受け、これを保存する場合にも、経過措置の適用を受けることができることとされました。

【適用開始時期】令和5年10月1日以後の課税仕入れから適用されます。

IV その他の改正

- 仕入明細書等による仕入税額控除の適用要件の見直し
インボイス制度開始後は、買手が作成する一定の要件を満たした仕入明細書等を保存することによる仕入税額控除の適用について、売手（課税仕入れの相手方）において課税資産の譲渡等に該当するもののみが対象とされました。
- 経過措置期間における棚卸資産に係る消費税額の調整規定の見直し
免税事業者である期間において行った課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から行ったものであるか否かにかかわらず、免税事業者が課税事業者となった初日の前日において有する棚卸資産に係る消費税額の全額について、仕入税額控除の適用を受けることができることとされました。
- 公売等において適格請求書を交付する場合の特例
公売等（強制換価手続）において、事業者（適格請求書発行事業者）が執行機関を介して課税資産の譲渡等を行う場合には、執行機関は当該事業者から適格請求書発行事業者の登録を受けている旨の通知を受けることなく、執行機関の名称及び公売等に係る特例を受ける旨を記載した適格請求書を交付することができることとされました。
- 特定収入を課税仕入れに充てた場合の仕入税額控除の調整規定が整備されました。

【適用開始時期】令和5年10月1日以後適用されます。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



本会理事会兼税務研修会
R4年4月27日

地区会たより

坂東地区会



通常総会
R4年6月7日



通常総会時親睦研修
(アクアワールド茨城県大洗水族館)



通常総会時懇親ゴルフ(静ヒルズカントリークラブ)
優勝 奥村秋夫氏 準優勝 峯松鶴男氏 3位 菊田光氏 ベストクロス賞 菊田光氏

境地区会



通常総会兼税務研修会
R4年6月14日

通常総会兼優良経理担当者表彰式
R4年6月15日

三和地区会



通常総会
R4年5月27日

通常総会兼税務研修会
R4年6月15日

五霞地区会

予防 と **そなえ** を兼ねそなえた新しい保険



会社みんなでKENCO+

無配当年満期重度就業不能保障定期保険(無解約払戻金型)
無配当歳満期重度就業不能保障定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

そなえ

就業不能や死亡時など、
経営者と従業員の
「まさか」に備える

予防

KENCO SUPPORT
PROGRAMと健康増進特典で
楽しみながら健康経営®に
取り組める

経営者と従業員の健康促進は
重要な経営戦略。
健康経営で
活力ある会社へ!



※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

「会社みんなでKENCO+」の商品概要は当社ホームページをご覧ください。



引受保険会社

おかげさまで120周年
DAIDO 大同生命保険株式会社

水戸支社/茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F)
TEL 029-221-2881